

年 月 日

（宛先）幸田町長

誓約書

幸田町海外留学支援奨学金（以下「奨学金」という。）の給付を申請（予約）するに当たり、幸田町海外留学支援奨学金給付要綱を遵守するとともに、奨学金の給付の決定を受けたときは、以下のことについて責任を負うことを誓約します。

- 1 留学先において学業に励み、人格向上に努め、奨学生としての本分を尽くします。
- 2 奨学金の受給に当たり、提出を求められた書類等は、速やかに提出します。
- 3 奨学金の返還を命ぜられたときは、速やかに返還します。
- 4 留学終了後において、留学で得た学力、成果、見識等の発表又は活用について、町から協力の要請があった場合は、積極的に応じます。

申請者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日

年 月 日

同意書

上記申請者が奨学金に関し、次に掲げる一切の行為を行うことについて、法定代理人として同意します。

- 1 奨学金の給付申請又は給付予約申請を行うこと。
- 2 奨学金の給付決定を受諾し、又は申請を取り下げること。
- 3 奨学金の給付決定を受けた場合、当該奨学金を受領すること。
- 4 誓約書の誓約事項を履行すること。

法定代理人	住 所	
	氏 名	
	申請者との続柄	

本同意書は申請者が未成年の場合に記入すること。法定代理人については、申請者の父母のうち、申請者の生計を主に維持している者（父母がいない場合は、法定代理人になり得る者のうち、主に家計を支えている者として町長が認めた者）が署名してください。